

守谷市商工会電子黒板利用規則

(目的)

第1条 この規則は、守谷市商工会が設置する電子黒板の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(機器構成)

第2条 電子黒板の機器構成は、次のとおりとする。

機器名	内 容
MAXHUB 86 型 (大会議室用)	MH-V8650 (本体)、スタンド、タッチペン、ワイヤレス ドングル、HDMI ケーブル、電源コード
MAXHUB 55 型 (小会議室用)	MH-V5550 (本体)、スタンド、タッチペン、ワイヤレス ドングル、HDMI ケーブル、電源コード

(利用申込)

第3条 電子黒板を利用しようとする者は、あらかじめ会議室利用予定表に会議室の利用申込みと併せて記入するものとする。

2 電子黒板の貸出を受け商工会館外に持ち出しで利用する場合は、別紙「電子黒板借用届」を商工会に提出するものとする。

(利用料)

第4条 電子黒板の利用料は、無料とする。

(利用者の遵守事項)

第5条 電子黒板を利用する者は、善良な管理者の注意をもってこれを利用し、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 電子黒板に情報端末等（パソコン、USB メモリ等）を接続するときは、当該端末等のセキュリティチェックを行い、ウィルスに感染していないことを確認した上で接続すること。
- ② 使用後は、電源を切り、付属品とともに所定の位置に戻すこと。
- ③ 情報漏えいを防止するため、使用後に電子黒板に保存したデータを消去すること。

(損害賠償)

第6条 利用者は、電子黒板又はその付属品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、会長の裁定する損害を賠償しなければならない。

附 則

この規則は令和8年10月7日から施行する。

(別紙)

電 子 黒 板 借 用 届

守谷市商工会長 殿

下記のとおり電子黒板を借用したいので届出します。

記

1 使用期間

令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで (日間)

2 使用機器名

MAXHUB (型)
〔付属品〕スタンド、タッチペン、ワイヤレスドングル、HDMI ケーブル、電源コード

3 使用目的 _____

4 使用場所 _____

5 損害賠償 破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償します。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____